

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 番 号	愛媛県公安委員会 第414号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	株式会社阪神ソフトセンター
	主たる営業所が所在する市町	伊予市
処 分 年 月 日		令和8年6月3日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		令和7年5月15日以降現在に至るまで自動車運転代行業の活動実態が6月以上無く、もって、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項第3号「引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。」に該当するため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第3号第23条第1項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。